

- ・ 黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきりと記入してください。
- ・ 提出部数は1部、提出先は、薬局（店舗・営業所）の所在地が鹿児島市以外の場合は、営業所の所在地を管轄する県保健所です。薬局（店舗・営業所）の所在地が鹿児島市内の場合は、鹿児島市保健所へお問い合わせください。
- ・ 1の欄について、その薬局において、医薬品の販売業を併せ行わない場合（調剤された薬剤のみを販売する場合）は記載不要です。
- ・ 4（1）の欄について、注文の受領と情報提供を行う手段等を記載してください。
例：インターネット、電話、等
- ・ 4（3）の欄について、該当する時間がある場合に記載してください。
- ・ 4（4）の欄について、特定販売を行うことについての広告に、申請書に記載する薬局・店舗の名称と異なる名称を表示する場合に記載してください。
- ・ 4（5）の欄について、主たるホームページの構成の概要についてのその記載事項のすべてを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

記載事項の注意点

- （ア）ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。
- （イ）一つの薬局・店舗が複数のホームページを開設している場合には、それらすべてについて関連する書類添付すること。
- （ウ）ホームページを閲覧するために、パスワード等が必要な場合には、開設者は、鹿児島県がホームページを閲覧することができるよう、当該パスワード等を主たるホームページの構成の概要の中に盛り込むこと。
- （エ）カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を添付すること。
- ・ 4（6）の欄について、その薬局・店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に記載してください。